

滞納処分 Q & A

Q 1 財産の差押えをされないためにはどうすればよいですか？

→ 延滞金を含め、滞納税額を完納すれば差押えは行いません。

Q 2 毎月分割で納付しているので差押えはされませんか？

→ 分割納付中であっても、早期に完納の見込みが無い場合、本人所有の資産が発見された場合等、そのまま分割を続けることが適当でないと認められる場合は差押えを行う場合があります。

Q 3 借金やローンがあるので税金を払えませんか。

→ 法律によって税金はすべての債務（借金を含む。）に優先すると定めてあります。個人債務より税金が優先されます。

借金やローンは滞納の理由にはなりませんし、考慮されませんので、借金やローンの返済の前に税金を納めてください。

なお、借金やローンなど消費生活に関して困ったときは、上天草市消費生活センターをぜひご利用ください。

Q 4 いきなり財産を差押えたという通知が届きました。事前に本人に連絡して

同意を得る必要がありませんか？

→ 税金は納期限内納付が大原則です。「督促状発送日から10日を経過したときは差押えをしなければならない」と法律に明示してあります。

このことから、事前の連絡や本人の同意なしに差し押えをすることができ、差し押えた後に書面で通知しています。

また、納期限から20日以内に「督促状」を送付し、その中に滞納処分について記載されていますので、いきなりではありません。

滞納処分 Q & A

Q5 納期限を過ぎてから納付したら延滞金が加算されていました。どうしてですか？

→ 納期限を過ぎると法律で定められた割合で毎日延滞金が加算されていきます。これは納期限までに納めた方との公平性を保つためです。

延滞金も納付されないと税金と同じように差押等の滞納処分の対象となります。

Q6 延滞金は減額できないのですか？

→ 延滞金は減額されません。納付が遅れるにつれ延滞金の額も増額されますので、納期限内に税金は納めてください。

Q7 納税通知書が届いていないのに督促状が届いて督促手数料を取られるのは納得できない、納税通知書や督促状が届いていないのに滞納処分を受けたのはおかしい。

→ ほかの郵便物に紛れていないかなど、もう一度ご確認ください。

法律により、一般の郵便で税金に関する書類を送付し、返戻がなかった場合、行政機関に送付記録があれば「通常到達すべきであった時」にその書類が届いたとみなすことができます。

Q8 差し押さえられるのは滞納者本人名義の財産だけですか？

→ 他人名義の財産であっても滞納者の財産と認定し差し押さえることができる場合があります。

例えば、妻が夫の給料等の所得を管理し、妻名義で預金している場合や夫が妻名義の預金で事業の収入支出を行っているような場合では妻名義の預金であっても夫（滞納者）の預金であると認定して差し押さえをすることができます。

滞納処分 Q & A

Q 9 市税を納めすぎてしまったので還付されるはずでしたが、なんの連絡もなく未納の税金に充当されました、どうしてですか？

→ 納めすぎた税金を還付する場合に、未納の税金があるときは、法律によりその還付金を未納の税金に充当しなければならないと定められています。

また、充当した場合には、その旨を納税義務者等に通知することになっています。

Q 1 0 差押えは裁判所に申し立てなければできないのでは？

→ 行政機関は、租税等を自ら強制徴収することができます。これを自力執行権といいます。

Q 1 1 滞納処分の内容に疑問や不服がある場合はどうすればよいですか？

→ 滞納処分などの内容に疑問がある場合は、税務課までお問合せください。

滞納処分の内容に不服があるときは、市長に対して「審査請求」をすることができます。